

様式第 4 号

条件付一般競争入札説明書

1 入札参加資格

(1) 登録格付

「登録格付」とは、県営建設工事競争入札参加資格者名簿において、当該業種及び格付に登録されている者であることを指すこと。

(2) 営業所所在地

ア 「営業所所在地」とは、入札公告に示す地区の区域に県内に主たる営業所（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）に基づく主たる営業所。以下「本社（本店）」という。）を有することを指すこと。

入札公告に示す地区の名称	区域（市町村）
盛岡地区	盛岡市八幡平市滝沢市雫石町葛巻町岩手町 紫波町矢巾町
花巻地区	花巻市遠野市
北上地区	北上市西和賀町
奥州地区	奥州市金ヶ崎町
一関地区	一関市平泉町
大船渡地区	大船渡市陸前高田市住田町
釜石地区	釜石市大槌町
宮古地区	宮古市山田町岩泉町田野畑村
久慈地区	久慈市普代村洋野町野田村
二戸地区	二戸市軽米町九戸村一戸町

イ 県外に本社（本店）を有する者にあつては、入札公告に示す地区又は本県以外の都道府県内に、入札参加に必要な業種に対応する建設業の許可を受けた法に基づく営業所を有することを指すこと。

※ 必要な建設業許可を受けた支店・営業所とし、建設工事の請負契約を締結することが可能である事務所をいう。

2 施工実績等

(1) 企業の施工実績及び技術者の施工経験（以下「施工実績等」という。）と認められるものは、工事が完成し、申請書の受付期限の日までに引渡しが完了しているものに限ること。

(2) 施工実績等の確認は、入札参加資格に示した施工数量、構造、工法等の必要事項を具体的に挙証できる資料（契約書、仕様書、図面等の写し）により行うものとし、当該工事の発注者の証明書等によるものは認めないこと。

(3) 施工実績等としての工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS）」に登録されている場合は、登録内容確認書の写しをもって、挙証資料に代えることができること。ただし、施工数量、構造、工法等の必要事項が確認できるものに限る。

- (4) 一体的な施設等として、連続した年度で別発注とされた建設工事にあつては、当該複数の契約工事の諸元数値をもって施工実績等とみなすことができること。ただし、当該複数の契約内容及び一体的な施設等の建設工事であることを確認できる書類を提出できるものに限ること。
- (5) 建築一式工事、電気設備工事及び管設備工事において1契約で複数の建物を施工した実績及び経験にあつては、主たる建物の構造及び延床面積をもって施工実績等とすること。
- (6) 元請の実績及び経験については、発注者から直接請け負った建設工事であるものとし、発注者は、国又は地方公共団体であるか、民間であるかは問わないこと。ただし、ほ場整備工事については、国、地方公共団体及び国立研究開発法人森林研究・整備機構（当該法人が事業を承継した旧緑資源機構等を含む。）が発注した建設工事の施工実績等に関し認めるものとする。
- (7) 一次下請の実績及び経験については、入札参加資格に示した施工実績等要件の内容が明確に確認できるよう施工数量、構造、工法等の必要事項を具体的に挙証できる資料（契約書、仕様書、図面等）を提出できるものに限ること。
- (8) 舗装工事及び法面処理工事の入札公告において、自社施工を条件としている場合には、入札参加資格確認書類に併せて別に定める自社施工体制届出書を提出すること。
- (9) 設計額1億円以上の単体施工及び特定共同企業体（以下「JV」という。）施工の代表者における施工実績が、JV構成員（出資比率20%以上）の施工実績である場合は、その工事の施工数量に代表者の出資比率に対する構成員の出資比率の割合を乗じて得られた数量を実績として認めるものとする。

〔JV構成員の施工実績＝JV施工数量×（構成員の出資比率／代表者の出資比率）〕

3 配置予定技術者

- (1) 入札公告の主任技術者又は監理技術者資格の「これと同等以上の資格」とは、次の例によること。

ア 1級土木施工管理技士と同等以上の資格と認められるもの

- (ア) 対象工事の建設業の種類が土木一式工事の場合

1級建設機械施工技士、技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業農村工学」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。））及びこれらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

- (イ) 対象工事の建設業の種類が鋼構造物工事の場合

1級建築施工管理技士、一級建築士、技術士（建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。））及びこれらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定したもの

- (ウ) 対象工事の建設業の種類が舗装工事の場合

1級建設機械施工技士、技術士（建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門

に係るものとするものに限る。)) の資格を有する者及びこれらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

イ 1級建築施工管理技士と同等以上の資格と認められるもの一級建築士及びこれらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定したもの

ウ 1級電気工事施工管理技士と同等以上の資格と認められるもの技術士（電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。)) 及びこれらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定したもの

エ 1級管工事施工管理技士と同等以上の資格と認められるもの技術士（機械部門（選択科目を「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」とするものに限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「熱・動力エネルギー機器」、「流体機器」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る。)) 及びこれらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定したもの

オ 1級電気通信工事施工管理技士と同等以上の資格と認められるもの技術士（電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門に係るものとするものに限る。)) 及びこれらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定したもの

(2) 配置予定技術者の施工経験

ア 配置予定技術者は、施工経験時の地位がより高い者が望ましいこと。また、施工経験時の状況が見習いの場合、実質的に工事に関与していなかった場合は、経験として認めないこと。

イ 配置予定技術者の施工経験は、全工期従事した者を原則として認めるものであるが、社内人事等の都合で一部の期間従事しなかった者であっても、当該工事に従事した期間が契約工期の始期から終期までの日数（工事を全面的に一時中止している期間を除く。）の2分の1以上（工場製作と現場施工に異なる技術者の配置を認めている工事については、工場製作に従事した技術者は工場製作に要した日数の2分の1以上、現場施工に従事した技術者は現場施工に要した日数の2分の1以上とする。）である場合は認めるものとする。なお、一つの従事役職を途中交代により3名以上の技術者が従事し、従事期間がいずれも2分の1に満たない場合は、最も長い期間従事した技術者に対して、当該工事の施工経験を認めるものとする。

ウ 配置予定技術者に一定の資格要件（例：1級〇〇技士）を設定している場合、「施工経験」時における当該資格の保有は要件としていないこと。

エ 会社の施工実績の要件と同等の工事経験を設定している場合、会社の施工実績とする工事と配置予定技術者の施工経験とする工事とは別の工事であってもよいこと。

(3) 配置予定技術者は、現在どの工事にも専任で配置されていない者を原則とすること。ただし、入札公告の対象工事の現場施工に着手する日までに当該技術者が専任で配置されている工事が完成し、引渡し完了の見通しにある場合はこの限りではないこと。

(4) 配置予定技術者については、他の工事（国、市町村等発注工事を含む。）と重複して申請することができること。

(5) 配置予定技術者を重複して申請した場合において、他の工事を落札したことにより資格要

件を満たす技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならない。

- (6) 他の工事を落札したことにより、資格要件を満たす技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日付け建振第281号。以下「措置基準」という。）に基づき、指名停止等の措置を行うことがあること。

- (7) 契約締結後は、配置技術者について、現場代理人等通知書を法人に提出すること。

- (8) 主任技術者又は監理技術者は、病気、死亡、退職等合理的な理由があれば変更することができるが、変更する場合は、配置技術者調書(様式第11号)及び挙証資料を添付のうえ、現場代理人等変更通知書を工事所管課等に提出すること。(別添フロー図参照)

なお、他の工事の受注者となったことをもって、入札公告対象工事の主任技術者又は監理技術者の変更を行うことは認めないこと。

- (9) 法に定める経營業務の管理責任者及び営業所専任技術者を配置予定技術者とすることは、原則として認められないこと。

4 特定共同企業体

- (1) J V名称の表現は、代表者を頭書に出資比率の多い順（同率の場合は任意）に並べること。

- (2) 構成員名のつなぎ方は「・」を使用し、株式会社等の組織形態は略称とすること。

(株式会社→(株)) 例：〇〇建設(株)・(株) 〇〇建設特定共同企業体)

- (3) 条件付一般競争入札参加申請後、J Vの構成員の一部について、入札参加資格が認められないものが含まれた場合は、次により再度入札参加資格の再申請を行うことができること。この場合において、再申請手続は、発注機関に再申請書類を持参して行うものとする。

ア 再申請を行うことができる場合

- (ア) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者が生じた場合
- (イ) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てを行った者が含まれた場合
- (ウ) 措置基準に基づく指名停止措置を受けた者が含まれた場合
- (エ) 法第3条第1項の規定による許可が失効した場合又は法第28条第3項若しくは第5項に基づく営業の停止（対象工事の入札の参加又は受注を禁止する内容を含まないものを除く。）を対象工事に対応する業種について命ぜられた者が含まれた場合

イ 再申請の手続

- (ア) 申請書締切日時以降にアに掲げる事由が発生した場合については、条件付一般競争入札参加資格基本事項確認結果通知書により入札参加資格が認められない旨の通知が行われるが、当該通知書に定める日までの間に、アに掲げる事由を生じた者に代わる構成員を補充したうえで、入札参加資格の再申請を行うことができる。ただし、アに掲げる事由以外の理由により入札参加資格が認められない旨の通知を受けているときは、この限りでない。
- (イ) 条件付一般競争入札参加資格基本事項確認結果通知書により入札参加資格があると認

められた J V について、開札までの間にアに掲げる事由が発生した場合については、入札参加資格は取消されるが、当該取消通知書に定める日までの間に、アに掲げる事由を生じた者に代わる構成員を補充したうえで、入札参加資格の再申請を行うことができる。

- (4) 構成員を補充後の J V に係る資格審査等の時間が確保できないと認める場合等においては、当該 J V の入札参加資格を認めないことがある。
- (5) (3) 及び (4) の場合においては、J V に対して入札参加資格確認結果を通知するものとする。

5 工事費内訳書

- (1) 工事費内訳書（以下「内訳書」という。）の様式は任意とし、記載内容は、会社名（J V の場合は J V 名称）、工事名、作成年月日、発注者が指定した工事区分・工種・種別・細別等に対応する施工数量、単価及び金額とすること。
- (2) 電子入札にあっては、内訳書のうち主要項目を抜粋した工事費内訳書（総括）（様式第 8 号。以下「内訳書（総括）」という。）を入札書に添付して提出しなければならない。
- (3) 所定の記載事項を充足する内訳書（総括）（ホームページ上で配付する専用のファイルをダウンロードし必要事項を記載したものに限る。）が添付されていない入札は、無効と取り扱うものであること。
- (4) 電子入札により内訳書（総括）を提出する場合、ファイル名称は「内訳書＋工事名＋入札者名」とすること（例：「内訳書〇〇地区道路改良工事〇〇建設」）。なお、機種依存文字（例：「株」「有」）は使用しないこと。また、工事名は短縮して使用しても構わないこと。
- (5) 内訳書で積算した工事価格（消費税及び地方消費税を含まない。）を入札書に記載する場合は、両者の金額が一致していることとするが、千円未満の端数処理については、有効な入札として取り扱うこと。
- (6) 内訳書については、工事施工に係る実行予算が成り立っているかどうか確認するために提出を求めていることから、内訳書の作成に当たっては、数量・単価及び金額が判明する積算とすること。したがって、値引き等を行う場合にあっては、単価を値引き後の金額で記載して積算することとし、工種毎の合計額に対して値引き処理を行わないこと。

6 資本関係等のある者の参加制限

- (1) 次のいずれかに該当する関係がある複数の者（組合（共同企業体を含む。ウにおいて同じ。）にあってはその構成員）は、同一工事の入札に重複して入札参加申請書を提出することはできない。なお、上記の関係がある複数の者から申請があった場合は、その全者の入札参加を認めないものとする。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (ア) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役

(d) 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であつて、a から d までに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ロ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(2) 入札参加希望者が、(1)の制限を遵守する目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、条件付一般競争入札心得に定める公正な入札の確保の規定に抵触するものではない。

7 契約成立要件

(1) 落札者の決定後、この入札に付する工事に係る請負契約書を作成し、契約が確定するまでの間において、当該落札者が次に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、当該落札者と契約を締結しないこと。

ア 法第 27 条の 23 第 2 項に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の有効期間（経営事項審査の審査基準日から 1 年 7 月）を経過していないこと。

イ 法第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定により営業の停止（対象工事の入札の参加又は受注を

禁止する内容を含まないものを除く。)を対象工事に対応する業種について命ぜられた者で、その処分の期間が経過していない者でないこと。

ウ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（県土整備部長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

エ 岩手県から措置基準に基づく指名停止を受けていないこと。

オ 公告に定める要件を充足する主任技術者又は監理技術者を配置できること。

カ 公告に定める要件を充足する施工実績を有すること。

キ 役員等（個人である場合のその者、法人である場合の建設業法第5条第3号に規定する役員等、及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第3条に規定する使用人をいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

（2）落札者であるJVの構成員の一部について、（1）に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合においても、（1）と同じ取扱いとするものであること。

8 中間前金払と部分払

（1）請負代金額が300万円以上（債務負担行為に係る契約にあつては、いずれかの会計年度の出来高予定額が300万円以上）の工事については、中間前金払を請求できるので、この場合は、中間前金払と部分払のいずれかを選択するものとする。

なお、その選択については、落札決定後に届け出るものとし、その後においては変更することができない。

（2）中間前金払の請求

ア 中間前金払に係る認定の請求は、当該契約に係る工期の2分の1（債務負担行為に係る契約にあつては、当該会計年度の工事実施期間の2分の1）を経過し、かつ、工程表により工期の2分の1（債務負担行為に係る契約にあつては、当該会計年度の工事実施期間の2分の1）を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われ、既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1（債務負担行為に係る契約にあつては、当該会計年度の出来高予定額の2分の1）以上の額に相当するものである場合に行うものとする。

イ 契約締結にあたり、部分払を請求する旨の届出を行っている場合には、中間前払金の支払を請求することはできない。

（3）部分払の請求

契約締結にあたり、中間前金払を請求する旨の届出を行っている場合には、部分払（債務負担行為に係る契約にあつては、原則として各会計年度末における部分払を除く。）を請求することはできない。

9 その他

（1）手続における交渉はないこと。

- (2) 提出された書類は返却しないこと。
- (3) その他詳細は、条件付一般競争入札心得によること。